

第26号議案

職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の休日及び休暇に関する条例 (昭和27年島根県条例第10号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「 7 月から 9 月まで」を「 6 月から10月まで」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 2 条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例 (昭和31年島根県条例第36号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「 7 月から 9 月まで」を「 6 月から10月まで」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。